

平成24年度事業計画書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

当協会は、「容器包装リサイクル法」（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、以下「容リ法」）に基づく国の指定法人として、その役割及び使命を踏まえて、積極的に事業展開する。とりわけ、当協会事業の中核は、容器あるいは包装としての、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）である。このため、容器や包装を利用して商品を販売・輸入している事業者及び容器の製造事業者（以下、「特定事業者」）から容器包装の再商品化業務を受託し、環境負荷低減と経済合理性を追求しつつ、適正かつ効率的なリサイクル事業を推進する。併せて、国民の生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与し、循環型社会の構築に貢献するため、容器包装廃棄物のリサイクルに関する種々の普及啓発活動を展開する。また、現在の容リ法が抱える当面の課題や中長期的課題への取組みに向けた検討事項等に関して、各方面からの情報収集を行いつつ、国に対しては適宜必要な情報提供を行う。

平成24年度においても当協会では、上記の基本的考え方のもとに関係者と緊密に連携しつつ、ガバナンス（内部統治）の向上とコンプライアンス（法令遵守など内部統制）の徹底を基本として、下記に掲げる諸事業を推進する。

記

1. 容リ法に基づく“再商品化業務”の実施

再商品化業務規程（容リ法第24条）に則り、容器包装の再商品化義務を負っている特定事業者等からの委託を受け、下表に掲げる“再商品化委託単価”に基づいて、再商品化委託料金を徴収し、再商品化業務を実施する。

素 材 名		再商品化委託単価（円／トン）	
		平成24年度再商品化実施委託単価	平成23年度拠出委託単価
ガラスびん	無色	3,900	0
	茶色	5,300	100
	その他色	8,100	300
PETボトル		3,400	500
紙製容器包装		12,000	400
プラスチック製容器包装		49,000	2,700

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 健全なリサイクルのための社会的コストの適正化

健全なリサイクルのための“社会的コストの適正化と一層の低減”に向けた取り組みを継続する。とりわけ、分別基準適合物の中で、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装の再商品化については、国の中央環境審議会・

産業構造審議会の合同会合等関係審議会における議論を踏まえ、材料リサイクル手法の優先的取扱の総量への上限設定の継続、材料リサイクル事業者を対象としたリサイクルの質・用途の高度化や環境負荷の低減効果、さらには事業の適正かつ確実な実施等といった項目による総合的評価について、より合理的・効果的な運用を図る。総合的評価の指標については、実績値に基づいた客観的・定量的な指標となるよう一層の改善を図る。

(2) 市町村の品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引取る分別基準適合物の一層の品質改善を図るため、素材ごとに市町村における品質調査の厳格な実施と改善アプローチを行う。

- ① プラスチック製容器包装では、品質に課題のある市町村に対して、具体的な改善計画の策定と実施等、品質改善アプローチの働きかけを一層強める。このため、前年度に引き続き、市町村における品質改善に向けた取り組み支援のために、プラスチック製容器包装収集物の品質改善などをテーマとした勉強会を「出前講座」として実施する。
- ② P E Tボトルでは、前年度にDランク判定の市町村の品質調査への立会いを継続し、更なる品質の改善を図る。
- ③ ガラスびんでは、市町村と一体となって収集・選別方法の改善を目指し、ガラスびんの品質向上と残渣の減少を図る。
- ④ 紙製容器包装では、前年度にDランクの市町村には、品質調査の立会いを継続するほか、再生処理事業者に対する現地検査の機会を利用し、再生処理事業者が市町村引取り品を保管している場合は、選別指導を兼ね品質調査に立ち会う。

(3) 環境負荷データ等効果的な情報発信

① プラスチック製容器包装リサイクル

当協会が実施する再商品化事業では、対象となる市町村から排出されるプラスチック製容器包装廃棄物の量の増減や各再商品化手法の構成比の変化等により、環境負荷データが年々変化していると考えられる。前年度は初めての試みとして環境負荷とその評価方法や結果内容についての関係主体への理解促進に重点を置いた取組みをしたが、平成24年度はデータの改訂と共に、今後このような環境負荷データを年次報告として継続できるよう、手続き方法、公表内容等の定型化に重点をおいた取組みとする。

② P E Tボトルリサイクル

P E Tボトルのリサイクルのうち市町村による分別収集、選別保管並びに再生処理事業者での再商品化に伴う環境負荷について前年度に引き続き、データ収集・分析並びに結果の公表を行い、リサイクルによる環境負荷低減効果を明確にする。

(4) 市町村からのP E Tボトルの円滑な引渡し

- ① 国内の使用済みP E Tボトルのリサイクルシステム維持のため、容り法の基本方針に則って、全国の市町村に対して、使用済みP E Tボトルの当協会への円滑な引き渡しを要請していく。そのため、各市町村への訪問を継続し、当協会への

引渡しメリットの説明と、引き渡し量の増加要請の活動を展開する。

- ② 平成21年度～平成23年度にかけて実施した中国でのリサイクルの状況に関する現地調査の結果を踏まえて、使用済みPETボトルの当協会への円滑な引き渡しの必要性について、関係機関との共催でPETボトルリサイクルに関するシンポジウム等を開催するなど、市町村のみならず広く消費者に向けた普及啓発を強化する。

(5) プラ製容器包装に係る再商品化業務改善に関する実証試験の実施

プラ製容器包装に係る再商品化業務改善に関して、市町村及び再商品化事業者の協力のもと、環境保全や再資源化の促進と社会的コスト低減をめざすため、改善された選別スキームによる新たな再資源化方法の実証試験を行う。ここで得られたリサイクル率や費用に関する効果・詳細データは学識経験者を含めた「評価委員会」にて評価し、その結果を容り法スキームの改善に向けた情報として公表する。

(6) オンライン申込の促進による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物引渡し申込みについて、オンライン利用率の一層の向上を図る。特に、特定事業者の直接オンライン申込率は、ここ数年急伸しており、平成23年度は約43%となった。平成24年度においても、オンラインシステム(REINS)利用によるデータ管理上のメリット、利便性向上による事務合理化等について理解を求めながら一層の利用率向上による事務合理化を図っていく。併せて、オンライン申込率の向上に対応して、委託申込内容の過去データとの比較等のためのチェックシステムを活用し、特定事業者に正しい内容での申し込みを促していく。

3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正・不適正行為の防止および危機管理体制の維持強化

- ① 当協会の諸規程の遵守、とりわけ「危機管理規程」および「再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程」等に基づく“不正および不適正行為の防止策”のほか、未然防止に向けて日常の危機管理体制を維持強化する。また、危機管理の対象とする事象が発生した場合には、危機管理委員会を機動的に開催し、弁護士など専門家とも連携して、迅速な意思決定のうえ的確な対応を行う。
- ② 再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止対策を実行し、不適正行為の防止を図る。
- ③ 当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために、例えば、書面審査における形式上の不備等の補正指示、審査結果の不合格理由の提示、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、およびこれら手続規程の一層の整備を行う。
- ④ 再商品化業務に係る情報漏洩防止に関しては、情報セキュリティシステムの運用を徹底する。
- ⑤ 自然災害など万が一の事態に備えて策定した当協会のBCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）について定期的な確認作業を行う等、各部署

での徹底を図る。

(2) プラスチック製容器包装における再商品化業務の厳格化等

プラスチック製容器包装については、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっていること等もあり、再商品化業務の厳格かつ適切な履行のために、再商品化事業者との再商品化実施契約上の措置等について、以下の点を強化する。

- ① 不定期の現地検査の回数増と内容充実を図り、当協会による審査体制を質量ともに強化する。また、平成21年度から設置している不適正行為に関する“電話通報窓口”の一層の活用を図る。受け付けた公益通報については、風説流布等による業務妨害とならないよう適切に対処する。
- ② リサイクル製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証する書類（利用証明書）の提出を求める一方で、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にしていくために、現地調査の拡充等により措置の実効性を確保する。
- ③ 市町村が行う関係再商品化事業者への現地確認に協力する。

(3) 全ての再商品化事業者の登録判定に弁護士や消費者代表が参画

再生処理事業者の登録審査判定を厳格化するために、平成23年度から全ての素材で導入した“消費者代表や弁護士が参画するしくみ”を継続実施する。

(4) 再商品化義務の不履行事業者への対応

- ① 再商品化義務の不履行事業者（＝ただ乗り事業者）のフォローに関して必要な「事業者リスト」を、定期的に主務省庁に提供し、指導の強化を要請する。当該事業者から当協会や各地商工会議所・商工会への照会に対しては、的確なフォローを行う。
- ② 商工会議所・商工会の協力のもとで、特定事業者の集積度が高い大都市部及びその周辺で事業を営む特定事業者に広く参加を呼びかけて開催する「容り法説明会及び個別相談会」を継続・充実させ、容器包装リサイクル制度の一層の浸透を図る。

4. 市町村への資金の拠出の実施

(1) 改正容り法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

改正容り法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」に基づき、平成23年度の拠出金を、平成24年度9月末迄に当該市町村に拠出する。

(2) PETボトル等の有償入札に伴う市町村への拠出

PETボトル及び紙製容器包装の再商品化委託における有償入札に係る与信管理を厳格に行い、収入については該当する個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“有償落札単価”に応じた資金拠出を、引き続き実施する。

5. 容器包装リサイクルに係る“普及啓発活動の強化策”の継続と“情報公開”

(1) 「普及啓発活動の強化策」の継続実施

平成22年度より取り組んでいる協会ホームページ「わたしのまちのリサイクル」を市町村ホームページにリンクする提案活動を継続し、リンクした市町村の人口カバー率が80%以上となることを目指す。また、市町村担当者支援サイトとして、工場見学や講師派遣が可能な企業や個人を検索できるシステム「普及啓発支援サイト」を構築し、その拡大を図っていく。特定事業者に向けては、日本商工会議所ニュースや経団連タイムスへの平成24年度再商品化委託申込の広告掲載に加え、協会評議員団体と連携した業界別啓発活動の展開を行う。

(2) 容器包装リサイクル法の成果に関する積極的な情報発信

容器包装リサイクル法の施行により、リサイクル率の向上、最終処分場の延命化、資源の有効利用促進、主体間の連携等々、さまざまな成果が上がっている。平成24年度においては、こうした成果について、当協会を巡るあらゆるステークホルダー、とりわけ一般市民・消費者の理解促進に向けた分かりやすい情報発信を、会報・協会ホームページを中心に情報発信していく。

(3) 広報・広聴活動の積極展開とメディア対応

- ① 「広報専門委員会」（平成22年度からスタート）のメンバーである外部の有識者や行政関係者の意見要望や具体的な改善提案等を、当協会の広報・広聴活動に積極的に反映させる。とりわけ、一般消費者に向けた「再商品化事業」に係る広報活動は重要であることから、当協会の種々の情報提供ツールの利活用を一層推進するとともに、一般消費者の理解促進に大いに資するような情報発信の方策を工夫充実させる。
- ② 容リ法の対象8素材の関係団体で組織する3R推進団体連絡会との情報交換を実施し、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再商品化）の3Rの広報展開に関する意見交換や検討を行う。
- ③ 新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づく諸施策や当協会が行う容器包装リサイクルに関する業務の具体的内容等について、社会一般への認知度向上を促進する。

(4) 協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信と情報公開

- ① 市町村・再商品化事業者・特定事業者といった再商品化事業の推進に直接的に関係するステークホルダーに向けて、再商品化事業に関する有用な情報をタイムリーに提供する。
- ② 一般消費者や特定事業者の企業内研修での活用を目的に制作したコンテンツ「容リ法って何だろう？」の活用促進に向けた周知活動を展開する。
- ③ 当協会ホームページを通じて、再商品化義務履行者リスト、指定保管施設ごとの落札単価、個別特定事業者からの同意を得た上での事業者毎の再商品化委託料金、協会をめぐる量・金額のトータルフロー等の有用な情報開示を推進し、情報提供ツールとしての一層の活用を図る。

(5) 会報「協会ニュース」及び広報用パンフレット・ビデオの一層の活用

- ① 「日本容器包装リサイクル協会ニュース」（季刊）については、読み手のニーズを反映したわかりやすい誌面づくりと内容の充実を図る。とくに特定事業者の3R促進に向けた取組みや、自治体や再商品化事業者の品質向上に向けた新たな取組みをタイムリーに紹介し、ステークホルダー間の情報の共有化と相互理解の促進に努める。
- ② 当協会が作成する種々の広報用パンフレット・ビデオ等を活用した啓発活動、とりわけ容器包装プラスチックのリサイクルに関する理解促進のために作成している各種パンフレットの有効活用を図る。また、平成22年度に作成した“リサイクルのゆくえ”を示すDVD映像「ど～なる？こ～なる！リサイクル」についても、普及啓発のツールとして有効活用を図る。

(6) 各種説明会等による普及・啓発

- ① 市町村説明会、特定事業者向け説明会・個別相談会、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会等、各種説明会の開催を通じて容器包装リサイクル制度の適正な実施を図る。
- ② 国や自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、改正容リ法に基づく主要事項（排出抑制の促進、市町村への拠出金制度、PETボトル等容器包装廃棄物の市町村から当協会等への円滑な引渡し、ただ乗り事業者対策の強化等）について周知を図る。また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所・商工会事務局の容リ法担当職員向け研修会に講師派遣を行う。

(7) 各種イベントへの後援・協賛と参加

国や自治体あるいは各種団体が主催もしくは後援する容器包装リサイクルをはじめとする環境問題に関するリサイクルフェア等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会と連携しながら後援・協賛又は参加する。

6. 関係主体間の共創の推進

再商品化事業の適正な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品製品利用事業者、市民、市町村等関係主体との、さらなる信頼の確立とより緊密な連携強化を図る。

(1) 国内関係機関との連携

容器包装リサイクル制度の円滑な実施を図るため、主務省庁、（社）全国都市清掃会議との情報交換会(情報連絡会議)を定期的に開催するとともに、素材別のリサイクル団体等との連携を強化し、必要に応じて調査事業を委託あるいは共同で実施する。

(2) 外国関係機関との交流

海外におけるリサイクル事情の把握のために、諸外国のリサイクル関係機関との交流等を適宜実施する。とりわけ、廃PETボトルに関しては、ここ数年、海外の市況変動の大きさや中国等への輸入動向等大きな波にさらされた経緯もあることか

ら、日本国内における廃PETボトルのリサイクルシステムの健全な維持のため、中国における廃PETボトルを巡る諸情勢の把握と情報収集を行うため、中国の政府関係機関や処理事業者、利用事業者などを訪問調査する。

7. 事務局業務の改善とエコ活動の推進

(1) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

特定事業者等関係主体からの要望に対しきめ細かな対応を心がける。コールセンターに寄せられる特定事業者等関係主体からの様々な意見・提案や苦情・クレーム等については、協会業務に係る重要な改善の手掛かりと位置づけ、当協会内に設置している「業務改善検討会」を通じて適切な対応を行う。

(2) 事務局内における3R推進・エコ活動への取り組み

事務局における3R推進やエコ活動として、“紙使用量の削減”はもとより、事務局内の3R推進やエコ意識の高揚のための取り組みを継続していく。また、日常業務の中で購入する製品・備品・消耗品などについて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ等の“グリーン購入”への取り組みも引き続き行う。

8. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

公益財団法人である当協会は、容器包装リサイクルに関わる消費者、事業者、市町村、国、関係機関あるいは学識経験者など幅広い層から、従前にも増して支持され信頼される公益法人となるべく、ガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底を図り、外部からの信頼に応えられるよう透明性の高い組織運営を行っていく。

(1) ガバナンス（内部統治）の向上

公益財団法人としてのガバナンス（内部統治）の向上を図るため、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、さらに協会業務全体の監査権限が強化された「監事」、これら三者の相互の牽制機能が十分機能するような体制の構築に引き続き努めるとともに、併せて、外部に対しての説明責任を果たすべく、的確・公正な情報公開を徹底する。

(2) コンプライアンス（法令遵守など内部統制）の徹底

“民による公益の増進”という新しい公益法人制度の趣旨について、事務局全体の理解を深め、当協会事業の適正な運営を図る。このため平成24年度においても、当協会の諸規程について、役職員全員に改めて周知徹底するためのセミナーや研修会を実施するなど、コンプライアンス（法令遵守など内部統制）の徹底を図る。

以上